

## 第3回北竜町議会定例会 第1号

平成27年9月15日（火曜日）

### ○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて  
〔平成27年度北竜町一般会計補正予算（第2号）について〕
- 7 発議第 5号 北竜町議会会議規則の一部改正について
- 8 選挙第11号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 9 同意第 3号 教育委員会委員の任命について
- 10 同意第 4号 公平委員会委員の選任について
- 11 同意第 5号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 12 議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 13 議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に関する協議  
について
- 14 議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更に関する協議について
- 15 議案第46号 北空知学校給食組合の解散について
- 16 議案第47号 北竜町個人情報保護条例の一部改正について
- 17 議案第48号 北竜町手数料条例の一部改正について
- 18 議案第49号 安全で住みよい町づくりに関する条例の一部改正について
- 19 議案第50号 平成27年度北竜町一般会計補正予算（第3号）について
- 20 議案第51号 平成27年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に  
ついて
- 21 議案第52号 平成27年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第2号）につい  
て
- 22 議案第53号 平成27年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別  
会計補正予算（第1号）について
- 23 議案第54号 平成27年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第1号）につい  
て
- 24 認定第 1号 平成26年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定について
- 25 認定第 2号 平成26年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定につ

いて

- 26 認定第 3号 平成26年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 27 認定第 4号 平成26年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 28 認定第 5号 平成26年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 29 認定第 6号 平成26年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 30 認定第 7号 平成26年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 31 認定第 8号 平成26年度北竜町簡易水道事業会計決算認定について
- 32 閉会中の所管事務調査について

○出席議員（8名）

1番	北島勝美君	2番	藤井雅仁君
3番	小松正美君	4番	佐光勉君
5番	小坂一行君	6番	松永毅君
7番	山本剛嗣君	8番	佐々木康宏君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	佐野豊君
副町長	竹内範行君
教育長	本多一志君
総務課長	井上孝君
企画振興課長	高橋利昌君
産業課長	有馬一志君
住民課長	中村道人君
建設課長	大矢良幸君
教育次長	南秀幸君
農業委員会 事務局 会長	山田英喜君
地域包括支援 センター 長	藤井政信君
会計管理者	続木敬子君

永 樂 園 長	杉 山 泰 裕 君
代 表 監 査 委 員	長 谷 川 秀 幸 君
教 育 委 員 長	竹 林 信 幸 君
農 業 委 員 会 長	橋 本 勝 久 君

○出席事務局職員

事 務 局 長	山 田 伸 裕 君
書 記	糸 谷 梨 生 君
書 記	東 海 林 孝 行 君

◎開会の宣告

○議長（佐々木康宏君） ただいま出席している議員は8名であります。定足数に達しておりますので、平成27年第3回北竜町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（佐々木康宏君） 直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（佐々木康宏君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において、7番、山本議員及び1番、北島議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（佐々木康宏君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から17日までの3日間にいたしたいと思  
います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から17日までの3日間に決定いたしました。  
お諮りいたします。会議規則第9条第2項の規定に基づき、議事の都合により、16日  
は休会にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。  
よって、16日は休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第3、諸般の報告を行います。  
本定例会に提出された案件は、承認1件、発議1件、選挙1件、同意3件、議案12件、  
認定8件であります。

次に、本定例会に説明員として、佐野町長、竹内副町長、本多教育長、長谷川代表監査  
委員、竹林教育委員長、橋本農業委員会長、井上総務課長、高橋企画振興課長、中村住民  
課長、大矢建設課長、有馬産業課長、山田英喜農業委員会事務局長、南教育委員会教育次  
長、続木会計管理者、藤井地域包括支援センター長、杉山永楽園園長が出席いたします。

本会議の書記として、山田伸裕局長、糸谷書記、東海林書記を配します。

次に、監査委員から、平成27年5月分から7月分に関する例月出納検査の結果報告がございました。この際、代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

長谷川代表監査委員。

○代表監査委員（長谷川秀幸君） ただいま発言のお許しをいただきましたので、若干お時間をいただきまして、地方自治法第235条の2の規定に基づき毎月実施をいたしております例月出納検査の結果につきまして補足説明をさせていただきます。

本議会定例会に別紙にて検査の結果報告をさせていただいておりますのは、5月分、6月分、そして7月分の3カ月分でございます。

まず、監査の結果についてであります。書面にて報告をさせていただきましたとおり、いずれの月も一般会計、特別会計ともに、従前同様現金の収支状況について検査、照合の結果、誤りなく適正に処理されていることを確認いたしました。また、各会計、基金等の残高につきましても通帳と符合し、現金の保管事務は正しく行われていることが認められましたことをご報告申し上げます。今後とも引き続き適法にて適切な会計処理に努められますことを望むところでございます。

なお、例月出納検査の実施過程におきまして本結果報告書に記載不要と判断をいたしました軽易な指摘事項といたしまして、数点改善、または検討事項の要望を口頭においていたしました。これらの中から1点ぜひ検討をいただきたい事項について申し上げます。それは、町内の各種団体であります協議会、事業団、連合会等に対し年間を通じて数回に分割し、町が支出しております交付金、補助金等の支出時期が一定のルールに沿っていない団体が見られます。早急に見直しをされ、ルールに沿った支出に改めていただき、他の団体との整合性を保っていただくことを望むところでございます。

以上、1点申し上げまして、例月出納検査結果報告書の補足説明とさせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 次に、理事者から、平成26年度財政健全化判断比率及び資金不足比率報告がございました。写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議長会務報告につきましては、お手元に配付してありますので、お目通しの上、ご了承賜りたいと存じます。

次に、総務産業常任委員長から、閉会中の所管事務調査の結果報告がございました。この際、委員長から補足説明があれば発言を許します。

佐光総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（佐光 勉君） それでは、総務産業常任委員会が行った調査報告を行います。

まず、1件目は、調査期日、7月15日。

出席者、全議員、山田事務局長、糸谷書記。

説明者、有馬産業課長、南波補佐、松本係長、田村係長。

調査事項、みのりっち北竜の運営状況について、2点目は農業政策について。

調査結果、今後も適正な運営に努めていただきたい。指摘事項はなし。

次のページをごらんください。調査期日、8月3日。

出席者、全議員。

説明者、大矢建設課長、奥田補佐、川田主幹、小菅係長、松本係長。

調査事項、建設工事の施工状況について、ひまわりの里の開花状況について。

調査結果、ともに指摘事項はありませんが、口頭でもって墓地線の2車線化、あるいは出口の拡幅、または新たに墓地線に向けての調査を要請しております。

以上。

○議長（佐々木康宏君） 各委員、つけ加えることはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 以上で諸般の報告を終わります。

#### ◎日程第4 行政報告

○議長（佐々木康宏君） 日程第4、行政報告を行います。

町長からの行政報告を行います。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 第3回議会定例会に当たり、行政報告を申し上げます。

最初に、総務課より平成27年度普通交付税の決定について。地方財政計画に基づき本年全国に配分される地方交付税の総額は15兆7,495億円で、前年比1,229億円減、率では0.8%減で、また地方の財源不足を補填するために発行が許可される臨時財政対策債を合算した実績交付総額は20兆2,745億円で、前年比1兆1,931億円減、率では5.6%減となったところであります。このうち北竜町の普通交付税決定額は14億9,677万7,000円で、前年比7,334万5,000円増、率では5.2%増であり、臨時財政対策債発行可能額を合算すると15億8,080万1,000円で、前年比7,412万5,000円増、率では4.9%増と全道の町村平均の伸び率0.8%を大きく上回る結果となりました。増加の主な要因としては、既存の地域の元気創造事業費に加えて新たな費目としてまち・ひと・しごと創生に対する取り組みの必要度、成果を反映する人口減少等特別対策事業費が創設され、本年新たに1億934万4,000円が算入されたことが大きく影響するものであります。平成27年度の当初予算額は、過大計上とならないよう前年度交付実績に対し普通交付税で4%減、臨時財政対策債では11.7%減で計上しておりますので、今回の決定額との差額分を補正予算において増額計上しておりますので、ご審議のほどお願い申し上げます。

次に、企画振興課よりふるさと納税について。ふるさと納税につきましては、新米の受け付けを始めたこともあり、9月11日現在であります。件数で6,727件、金額で8,324万7,037円のご寄附をいただいているところであり、新米に関しては5キロの袋で7,203袋の申し込みとなっております。今後も新米の申し込みがふえることも予想され、また平成28年度産ひまわりメロンの受け付けも始めましたので、このまま

推移しますと12月までに約1億3,500万円の寄附が見込まれるところであります。つきましては、ふるさと応援基金寄附金並びに返礼品等所要額を補正しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

次に、同じく企画振興課より地域おこし協力隊員の採用について。地域おこし協力隊員につきましては、農村環境改善センタートレーニングルームにおける指導及び健康教室などにおけるスポーツインストラクターとして本年4月から全国に募集をかけ、このたび1名の協力隊員を採用したところであります。今回採用しました協力隊員の山森和也さんは、札幌市出身で、エアロビクスやノルディックウォーキングのインストラクターの資格を持ち、ウエートトレーニングの研修も受けられております。笑顔で健康で明るいまちづくりをテーマに、今月よりトレーニングルーム週間プログラムなどを計画し、本格的に活動を開始しております。なお、山森さんに関連する地域おこし協力隊員の経費につきまして補正予算計上しておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いを申し上げます。

同じく企画振興課よりひまわり油再生プロジェクトについて。本町では、昭和55年に家族の健康を守る運動の一環として、旧北竜農協が機械を導入し、ひまわり油に取り組み、一村一品運動とともに特産品として位置づけられましたが、機械の老朽化に伴い、平成15年に製造を中止したところであります。本年7月6日に農村起業セミナーでお招きした地域力創造アドバイザーの曾根原久司氏のコーディネートで、日本最大の油脂企業である日清オイリオグループ株式会社から同社の商品の中でも収益性が高いプレミアム用ギフト商品として北竜町のひまわりを活用したひまわり油の製造、商品化に着手したいとの申し出がありました。8月10日、東京において日清オイリオグループ株式会社商品事業部のギフトグループリーダーの牧村氏、日清商品のマーケティングを担っております株式会社マーケティングフォースジャパンの代表取締役社長、横山氏、そして地域力創造アドバイザーの曾根原氏らと情報交換したところ、消費者の安全、安心志向の中、日清の原料は全て外国からの輸入であること、北竜町のひまわりの知名度の高さを活用して商品のプレミアム感をさらに高めたいこと、ひまわり油は原油で納入していただきたいこと、また今後の事業化の中ではエゴマ油や亜麻仁油の生産につなげたいことなど情報交換をさせていただいたところであります。帰町後きたそらち農業協同組合北竜支所役員並びに畑作生産部会とひまわり油の生産体制について打ち合わせを行い、来月14日にひまわり油再生協議会設立準備会議を開くことといたしました。今後日清オイリオ株式会社とのコラボ商品に発展すれば、さらなるひまわりの町としてのブランド力の向上につながるものと考えております。しかし、ひまわり油の製造中止から十数年が経過し、生産ノウハウはあっても生産機材がない中でどこまで対応できるのか不透明の部分も多くあり、協議会設立準備会議も含めて、関係者で話し合いを持つことが必要であります。したがって、今回アドバイザー、またはコーディネーターとして参加していただく方々の謝礼と交通費を補正予算に計上させていただいておりますので、よろしくご審議をいただきますようお願い申し上げます。なお、今回のひまわり油再生プロジェクトにつきましては、地方創生先行型上乘せ交

付金の実施計画として提出をさせていただいておりますので、あわせてご報告させていただきます。

次に、産業課より水稻の生育状況について。北海道農政事務所によります本年度の水稻の作柄は、8月15日現在において北空知地区は99から101%の平年並みと公表されておりますが、北竜町は地域差、個人差はあるものの作柄は100%の平年並みではないかということであります。生育は、9月1日現在で5日おくれという状況で進んでおり、町内の収穫作業はもち米が本日から、うるち米についてもあしたから始まる予定で、昨年より10日ほど遅い状況であります。なお、もち米、うるち米ともに19日に初出荷になる予定であります。ことしも適期刈り取りや乾燥調製作業が順調に進み、収量の確保と高品質米の生産が行われることを期待しながら、一件の事故もなく収穫作業を終えることを願っているところであります。

同じく産業課より第29回ひまわりまつりについて。本年度のひまわりまつりは、7月18日から8月23日をもって37日間の全日程を終了いたしました。観光客の入り込みについては、7月の出足はやや悪かったものの、夏休みに入ってから順調に入り込みを伸ばし、土日に大きな雨もなかったことも幸いし、また新聞朝刊の1面に掲載されるなどテレビも含めて報道も多かったことから、観光客の人数につきましては対前年度9%増の26万2,000人と平成12年の26万5,000人に次ぐ過去2番目の入り込み数となったところであります。特に8月の9日の日曜日のお昼ごろには国道上下線とも約2キロを超える渋滞となり、教育委員会や中学校のご理解のもと急遽グラウンドの一部を駐車場として開放していただき、渋滞の解消に努めたところであります。ことしもひまわりまつりの実施に当たりましては、ひまわり観光協会を初め町内各関係団体、また多くの町民の皆様方の協力により、大きな事故もなく、無事終了することができましたことに厚くお礼を申し上げます。

最後に、教育委員会より北空知学校給食組合の解散について。北空知学校給食組合は、昭和42年8月に沼田町、雨竜町、多度志町、北竜町の4町で沼田町ほか3箇町学校給食組合として設立され、同年12月より構成町の小中学校の児童生徒に対し給食の提供が開始されました。その後、昭和45年には多度志町が脱退し、平成13年には新たに秩父別町が加わり、現在の運営体制となったところであります。しかし、建設から45年が経過し、施設の老朽化が進むとともに、深川市が運営する学校給食施設も同様の状況であったことから学校給食の広域処理の検討がなされ、平成25年3月19日に深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町の1市4町で北空知圏学校給食組合を設立し、深川市に新しい給食センターの建設を行い、本年4月から給食の提供を開始しているところであります。また、雨竜町についても新十津川町への事務委託により給食の提供を行っております。これらのことから、北空知学校給食組合についてはその役割を終えたため、本年11月30日をもって解散することといたしました。ついては、解散に係る議案を本定例会に提出しておりますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

以上で行政報告を終わります。

○議長（佐々木康宏君） 町長の行政報告に対して、質疑があれば発言を願います。

3番、小松議員。

○3番（小松正美君） ふるさと納税の返礼品の送付時期についてお伺いをさせていただきます。

今町長のほうから報告ありました19日にうるち米が初出荷されるということでございます。できればこの新米については、全道のスーパーに出回る前にぜひ早急に送っていただきたい。そのことによってまた北竜のひまわりライスの販売拡大につながるというふうに思っておりますので、そういうふうに計らっていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 先ほど行政報告で北竜町のふるさと納税についてご報告させていただきました。26年、そしてことしの4月から9月11日までのほとんどがひまわりライスということですが、いろいろとメールでコメントも書いてくれますけれども、納税したらすぐひまわりライスを送ってくれるそのスピード感がとてもありがたいですという情報もいただいておりますので、新米ができたなら早いうちに納税者にお送りしたい、返礼したい、お礼を言いたい、そう思っておりますので、よろしく願います。

○議長（佐々木康宏君） 他の議員、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

以上で行政報告を終わります。

#### ◎日程第5 一般質問

○議長（佐々木康宏君） 日程第5、一般質問を行います。

会議規則第60条の規定により、5名の議員から5件の通告がございました。議長において発言の順序を定め、指名いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

それでは、順次指名いたします。

最初に、1番、北島議員より町道等の道路排水の整備状況について通告がございました。この際、発言を許します。

1番、北島議員。

○1番（北島勝美君） 私のほうから町道の道路排水の整備についてご質問させていただきます。

近年地球温暖化等の影響かと思われまますけれども、異常気象により集中豪雨等、短時間に集中的な雨が降るといった状況が多数見受けられております。本町におきまして町道につ

きましては、かなりの部分新しい道路等につきましては道路排水、トラフ化されているようですけれども、いまだ半分近くが土排水ということで素掘りの側溝的な排水となっております。自分たちの地元のほうも古い道路はありますけれども、土排水で排水となっている場合が多数見受けられます。このような集中豪雨等があったときに大量の水が一気に道路排水等に流れるということで、土砂の混入等で排水の量がかなり狭まるということで、そこからのオーバーフローした水が近隣の圃場等に流入するという懸念もされる場所があります。私からは、現在の町道の排水のトラフ化等の整備状況、また今後計画等があればお知らせ願いたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 北島議員の質問にお答えさせていただきます。

町道等の道路排水の整備状況についてということですが、北竜町が今管理をする町道の路線は122の路線がありまして、総延長では136キロとなっております。そのうち道路排水を有する路線数は102の路線で、さらにトラフの整備されている延長は用排水路併用を含めて65キロメートルということですが、残りは未整備という現状であります。道路排水の流出量については、道路表面水やのり面を流下する水などを処理できる排水能力で設定することとなっております、近年のゲリラ豪雨のような異常気象には対応する施設となっていないのが現状であります。

町道においては、土排水などの土砂流入による排水不良箇所については、道路維持管理業者、NPOひまわりにより土排水整備を重機で定期的に行わせていただいております。また、集中豪雨などで農地などにオーバーフローした場合については、その都度関係機関との協議を行い、対応してまいりましたが、今後も関係機関と協議をしながら進めていきたいと思っております。

町道のトラフ布設により排水整備については、補助事業によるものに対しては道路改良などにおいてその都度整備を行っておりますが、地域の要望に対しては今まで同様に現地を確認して、整備が必要であると判断した場合については実施していきたいし、今までも実施させていただいております。

なお、単体事業としての道路排水整備計画は、現在のところは策定していない状況であります。今後とも町道の排水整備状況を現地で確認しながら現状把握に努めていきたい、そうも考えております。さらに、町道だけでなく国道、道道におきましても、引き続き土排水のトラフ布設整備の要望については実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 1番、北島議員。

○1番（北島勝美君） 都度整備に当たっているということですが、状況が昔と違いまして、今はこのような気象状況もあるということで、補助事業としての排水の整備等の補助金はないということですので、町の持ち出しで整備をしていくしかないという現状だと思います。計画がないということですので、あれですけれども、このような気象状況

が続くという部分も今後もまだあると思いますので、長い距離ではなくて1区画、当然排水まで落ちるまでの100メートルになりますか、200メートルになりますか、わかりませんが、そういう部分も見据えながら、またNPOの監視の中でそういう不良の箇所があれば随時計画を持ちながらトラフ化を進めていってほしいと思います。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 前段整備計画はないということでお話しさせていただきましたが、一方では今そういったオーバーフローの危険性のあるところを再度調査していきたいという答弁もさせていただきましたので、町内のそういった土排水路を十分現地調査をして、現況を把握してまいりたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 以上で1番、北島議員の質問を終わります。

次に、2番、藤井議員よりAコープ北竜店閉店後の店舗の対策について通告がございました。

この際、発言を許します。

2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） Aコープ北竜店閉店後の店舗の対策についてでございますが、平成25年秋にホクレン商事より店舗の老朽化によりやむなく撤退の話がありました。平成26年10月には町民にアンケートをとり、結果80.7%の回収率の中、70.7%の方がAコープ北竜店にかわる商業施設等の必要性を訴えられていたところでした。しかし、当初検討していた経済産業省の補助金が計画施設に多くの制限があり、非常に使いづらいと伺っています。ほかの補助事業も検討して、ハードルが高く使用しづらいときにはどのように対応されるのかお聞かせ願ひたいと思います。その対処により計画の幅も変わると思います。

また、複合施設としてのコミュニティーの場所、銀行、テナントとしての事業者の参加など、ブースとして賃貸の構想など理事者の考えをお聞かせ願ひたいと思います。

また、建設予定地ですが、近年空き店舗、空き地が市街地にふえてきていますが、それでも店舗については和十字街において十分に駐車場を確保しての営業がよいかと思ひます。集客力及び利便性が高く、冬期の吹雪のときに待避所としても利用できると考えておりますが、建設予定地につきましても理事者の考えをお聞かせ願ひたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 藤井議員の質問にお答えさせていただきます。

Aコープ北竜店の閉店後の店舗の対策についてということでございます。平成26年、昨年アンケート調査を実施して、町民の皆様から大変貴重なご意見をいただいているところであります。また、その調査分析の報告も受けております。その結果からAコープ北竜

店にかわる商業施設は必要であり、その施設は規模は小さくてもよいが、飲食ができたり、バスの待合所であったり、友達との気兼ねない話ができる場所、そういったものを併設してほしいとの要望ということで報告を受けております。すなわち、買い物だけの商業施設でなく、買い物以外のコミュニティーの場を併設した複合施設を町民が望んでいると認識いたしているところでもあります。新しい施設については、商工会役員が中心となって今進めております商業コミュニティー中核施設の建設に係る検討委員会で、現在調査コースが終了して、プランづくりコースに協議されているところでもあります。その補助事業も経産省の地域商業自立促進事業の採択を受けるべく進んでいると報告を受けております。町といたしましては、現在議論されている検討委員会の答申を受け、要望事項等を精査しながら判断をしていかなければならないと思っております。

そこでまず、前段のアンケート調査の結果も踏まえて、補助事業が使えない場合であっても町民にとって絶対必要な施設でありますので、場合によっては有利な起債等も考慮した中で整備をしていかなければならない施設だ、そう思っております。そして、その場合ですけれども、コミュニティーの場所やATMのスペースなどは確保しなければいけないと思っておりますけれども、補助がつかないで単独で建設整備を行うときには、まだその規模等が示されておられませんけれども、施設の規模は余り大きくなくて、コンパクトな施設でよいのではないかと私は今考えているところでもあります。また、建設場所につきましても、検討委員会の中では今の商工会の場所を中心に考えているとのことですが、今後正式に検討委員会の答申を受けた後、建物の規模や駐車場のスペース、排雪のスペース等も考えて、そして周辺の土地も含みながら検討していかなければならないと思っております。また、何よりも国の補助金の採択を受けられるよう最大の努力や陳情や要請活動も積極的に行っていきたいと考えているところでもあります。

○議長（佐々木康宏君） 2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） ありがとうございます。事業形態がどうなるかは別として、店舗については建てていただけるということで安心をいたしました。この生鮮食品を中心とする店舗については、町民の生活がかかっています。お年寄りだけではなく、多くの町民が望んでいます。未永く町民に愛される施設として計画をしていただきたいと思います。

次にですが、新施設においてお店を営業しようとする希望者からまず最初に聞かれるのは、賃料として平米、または坪単価として幾らぐらいの金額でお貸し願えるのかということがまず最初に聞かれるのではないかと思います。工事費により幅もあると思いますが、おおよそどのぐらいの単価を考えておられるか教えていただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 議員からの質問については、先ほど銀行だとかテナントとしての業者の参加など話あったところでもありますけれども、今の時点で先ほども言いましたように正式な検討委員会の報告も受けていないので、今その部分ですすぐお答えすることはできないので、検討委員会まだ3回ほどあると聞いておりますので、それを終えた後私ども担

当とも十分中身を聞いて精査しながら、どういった規模でこの商業施設を建てたらいいのかも含めて検討しなければならないと思っていますので、今この時点でテナント料だとかその辺については答えることができないということでご理解をしていただきたいと思います。

○議長（佐々木康宏君） 2番、藤井議員。

○2番（藤井雅仁君） 単価については、今後そのようなものが必要になったときに出てくるということでご理解いたしました。

それで、実際に各業種の中では、特に商工業の中の商店というのはもしもそういうものにテナントとして入る場合に、実情としましてはこの業界は後継者も立てられない非常に厳しい業種となっております。もしもテナントとして入るような商店のメンバーが、店主がおられましたら、何とぞ特段のご支援を行政にお願いして質問を終わりたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（佐々木康宏君） 休憩いたします。

休憩 午前 9時48分

再開 午前 9時52分

○議長（佐々木康宏君） 会議を再開いたします。

藤井議員の3点目の質問にお答え願ひします。

佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 非常に厳しい質問というか、まだ前段どういったものかと示されていない中でテナントはどうするのだと言われても、この経済産業省の補助の中ではテナントだとかそういうのがだめだということになっているとは聞いているのです。それで、先ほど補助事業がなかったら店舗はどうするのだということで、店舗は必要だから規模小さくてもやりますよとは私答弁させていただいたのです。ですから、それより一歩前に進んだテナントどうするだとか銀行どうするだとかと細かくなってくれば、総体の計画をまず報告受けてからでないといふ中で十分答えられない、そう思っております。ただ、もう一方では、商業の活性化ということで新しい店舗を営業するだとか建築するだとか、いろんな商業サイドの事業も町の中にはありますので、条例の中でもありますので、それらも活用した中で総体的に検討していかなければならないのかなとは思っております。

○議長（佐々木康宏君） 以上で2番、藤井議員の質問を終わります。

次に、3番、小松議員より農地受け皿組織の育成について通告がございました。

この際、発言を許します。

3番、小松議員。

○3番（小松正美君） 農地受け皿組織の育成について考え方をお伺いをいたします。

現在北竜町の農家戸数は、6法人の構成員を除いて172戸、うち水稻作付戸数は14

6戸、60歳以上で後継者のいない農家が50戸、65歳で農業者年金を受給をすることを前提といたしますとあと5年で152戸、55歳以上で後継者のいない農家は73戸、10年後には99戸になるというふうに予想されます。平成12年の農協合併時には、北竜町では301戸の農家がありました。現状のままではこの北竜町の農地を維持することが大変難しくなってくるというふうに思います。将来に向けた農地の受け皿組織の育成が急務と考えますが、町長の考え方を伺います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 小松議員の質問にお答えさせていただきます。

農地受け皿組織の育成についてということでございます。前段ちょっと申し上げたいと思いますけれども、平成20年に始まった日本の人口減少、今後若年人口の減少と老年人口の増加を伴いながら加速的に進行していく。そして、2040年、そのころには毎年100万人からの人口減少をしていく、人口減少のスピード化が図られていく、そう推計が出ていているところであります。特に生産年齢人口の減少による経済規模の縮小、高齢者の増加による社会保障費の増加など、人口減少は経済社会にも大きな影響を及ぼすことになると思っております。

農家戸数の減少問題については、人口の減少と高齢化の進行と並行して本当に深刻な状況、問題だと思っております。今後それをどうしていくのかという問題であります。喫緊の課題であり、特に第1次産業を、そして農業を基幹産業としている我が町においては、農家の存続は我が町の存続にかかわる重要な問題だと理解をしているところであります。仮に議員がおっしゃるように10年後99戸の農家戸数となってしまった場合、農業経営の大規模化などで農業経営はたとえ成り立ったとしても、地域や町は大変な状況になると思っております。そして、最も基本である労働力が確保できるかなど、いろいろな問題も付随してくると思っております。

農地の受け皿組織の育成ということで今考えられる方策としては、国の青年就農給付金などを活用して、また町独自の支援体制を強化するなど、積極的な新規就農者の受け入れによる農家戸数の確保や、または地域のそれぞれ中心となっている法人化の推進にあわせて、農地中間管理事業など効率のよい農地の集約など農業委員会やJAと連携を図りながら、またさらに農業者とも協議しながら、受け皿組織など必要な施策について早い時点で方向性を見出していかなければならない、そう今考えているところであります。

○議長（佐々木康宏君） 3番、小松議員。

○3番（小松正美君） 現在北竜町には10の営農組合がございます。将来に向けて、各営農組合に最低1つの農業法人を立ち上げて、これから出てくる農地の受け皿とすべきというふうに思っております。個人農家ではどうしても労働力、さらに機械設備投資に限界がございます。また、新規就農者が営農するにしても資金面でなかなか難しいというのが現状でございます。

平成26年から農地中間管理機構が整備されました。当初北海道では農地の売買が進ん

でいるので、賃貸での利用はほとんどなく、北海道には向かない制度として認識をしておりましたけれども、北海道の農家も大変したたかで、何とかこの制度を利用しようと次々と農業法人が設立されております。先日来の新聞で置戸町では小麦、ジャガイモなど畑作物を経営主体とする500ヘクタールを超える法人が発足いたしましたし、別海町では酪農を主体とする大きな法人も発足しております。また、今深川の多度志地区では6つの法人の発足計画がございまして、現在4つの法人が設立されて、2つの法人については進行中ということでございます。いずれも農地中間管理機構利用に伴う集積協力金をもとに、圃場整備、機械施設投資に活用をされております。法人には今後の地域あるいは集落の存続がかかっていると言っても過言ではないというふうに言われております。

そこで、今後町、農協、普及センター一体となった法人設立のための専門組織をつくって、法人化のメリット、デメリット、さらに設立のノウハウ等、いろんな視察も含めて連携をしていただいて、農家の疑問にしっかり答えられる知識の取得、そして国の推進する事業の有利な活用方法の検討もする、そんな指導組織をつくってはどうか。北竜町のメロン、スイカ、花は、五、六年前までは全て1億円以上の生産額がありました。戸当たりの水稻面積がふえるのに反比例して、果菜類の面積が減っていているというのが現状でございます。法人化することによって労働力の効率的な配分、また豊かな経験、技術を持ったシルバーの皆さんの力をかりて、北竜町の果菜類の生産の復活も可能かというふうに思っております。さらにさらに、将来的には町内の法人をさらにまとめて、町を挙げたメガ法人をつくる。そして、求められる農産物を必要な分だけ安定的に生産する。そのことで雇用の場も生まれますし、高卒職員を積極的に採用して、若い人を呼び込み、育てる環境づくりもできると。そして、若い人がしっかり北竜町で働けて、定住できるまちづくりに向けて進むべきというふうに考えますけれども、町長の考えを再度お伺いいたします。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 小松議員さんから例を出して今質問をいただきましたが、まさにこれからは多くの法人化組織ができることが急務だと思っております。実は、今美葉牛で10戸の農家、9戸ですか、ほのかについては農水省のモデルということで、ホームページ見たら北海道北竜町の法人化とすぐ出てくるのです。農水に陳情に行ったら、北竜町さん、農業法人すごいですねと町長である私も褒められたりなんかしております。そんなことで、法人化に向けた対策が急務だと思っておりますし、小松議員さんがおっしゃるように町、JA、そして普及センター、対策室だとか専門委員会だとかもありますけれども、その中でもそういった指導組織として専門的な法人化、有利な補助採択だとかいろんなのを勉強するそういう場を対策室会議の中でも立ち上げていきたいと思っております。

いずれにしても、これからは新規就農といっても水稻であれば大きな投資が要るということもありますから、従業員として働ける組織、農業をやっているそういう雇用の場も含めた中で受け皿を整備していかなければならないものと思っておりますので、積極的

に推進してまいりたいと思っていますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 3番、小松議員。

○3番（小松正美君） ただいま町長から大変ありがたい答弁をいただきました。この法人を推進する指導組織、本当に早急に立ち上げていただいて、その取り組みをしていただきたいと。私の立場からも精いっぱい応援、協力させていただきますので、またよろしくお願いをいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（佐々木康宏君） 以上で3番、小松議員の質問を終わります。

次に、6番、松永議員よりみのりっち北竜直売所の営業方針について通告がございました。

この際、発言を許します。

6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 通告どおり、北竜の直売所、みのりっちの営業方針についてお伺いしますが、前段に町長の行政報告もございましたが、それと大分重複する可能性がありますので、その辺ご理解を願いたいと思います。

また、これについても常日ごろ農産物の搬入で裏口といいますか、事務所の出入りをしています。そこで、昨年あるいはことしも含めて気がついたことの質問をしたいと思えますし、また他町村でも幾つかの直売所がございますが、立場を明確にして、議員として責任者あるいはその社員にいろんな事情を伺ったこともありますので、2年過ぎた北竜の直売所、重なる点がありますから、その点よろしくまたお願いします。

まず最初に、現在のサンフラワーの経営の中で直売所の経理等も任されていますが、その理由を再認識をしたいので、過去の話でちょっと記憶が薄いので、そこら辺もう一回お伺いしたいのと、ことしの直売所の中間経過報告はいかがなものかと、こういうふうに思います。

また、温泉に経理等をお任せしているのはわかっていますが、この中でただ年寄りと言っては失礼ですが、老年の方が山菜なんかを持ってくる、そういうことで以前も申し上げた経過がありますが、やっぱり経理は少し早く来てあげたほうがいいのではないかと、そういうふうに思います。そんなことを含めまして、現状の中間をお聞かせ願いたいと思います。

また、ふるさと応援基金寄附金の返礼品としてメロンを送っていますが、品薄で直売所は大変困っていると言ったほうがいいかと思えます。これについても、ただ行政の中の特質として、先ほど報告あったように発注の目録は企画、あるいは現物については産業課のほうに移っていく可能性があります。というは何を言いたいかというと、理事者である町長がみずから農協などの関係者に頭を下げながら、何とか品薄を回避しようとしている努力は私も今まで見ています。これについては、縦のあれとしてもう少し動いてあげて、理事者がそういうことのないように、苦痛を与えないようにしていただきたい。これが縦横

のつながりの一つの原因かと思っておりますので、そこら辺はよろしく配慮願いたいと思っております。

また、今後の納税の返礼品としてメロンはいつまで続くのか。あるいは、報告の中にもありました。あるいは、その他の意見にもございましたように新米の早出しだとかそういうふうな方法もあるのでしょうか、きょう言って、あすボタンを押して生産がはかどる、そんな品物でございませぬので、1年なり、3年かかりますので、そこら辺は行政としての代替品を模索しているかと思っておりますが、それがあればお聞かせ願いたい、このように思っています。

次に、直売所の経営の中で、先ほども言いましたが、常日ごろ感じているのは、営業期間は5カ月で産地の直売所の利点を維持する、そんなことを考えますと品物の品薄など大変迷惑な面が出るのかと思っております。そこで、他町村の直売所も年間通して、あるいは短期期間にやっている中で、北竜の場合は店長などの責任者を約50戸の、この50戸というのはみのりっちの店に品物を出している、提供している生産者が約50戸です。これを冬期間、1ないし2月に訪問というのか、生産者にいろんな話をさせていただきたいというのが果菜類あるいは野菜類によって播種、あるいは苗を立てる、そういう作業がありますので、5月からではなくて、できれば1、2月のうち、月1日あるいは半日でもいいと思っております。責任者の都合のいいときに行って、旬のものを、それはいつときのものかもしれませんが、今旬のものはどこ行ってもかなり昔から見ると長い期間旬のものといいながら提供している。そういうことを考えますと、そこら辺の話し合いができるのではないかと思います。農閑期に、あるいは1月、2月に1日、2日あるいは数時間、それに対しての賃金を支払いながら、5月からオープンすることもその出店する、農産物の提供をする農民にいつぐらいから店を開くと、そんなことも協議しながら進めていただくのがいいのではないかと。これは、何度も言いますが、常日ごろにあそこの裏から品物を出し入れをしている職員あるいは店長がてんてこまいしている。いろんなものの出入りについても多少見えていますから、その点を感じたことを今申し上げましたので、ぜひそこら辺を検討していただきたいと思います、こんなふうに思っています。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 松永議員さんからの質問にお答えさせていただきます。

みのりっち北竜直売所の営業方針についてということでございます。農畜産等直売所みのりっち北竜は、開設当初は店長みずからが経理処理を行っていたときもありました。しかし、公共施設の管理運営は指定管理者ではできないことや、一方では温泉との相乗効果が期待できることとして、今は株式会社北竜振興公社で運営を行っているところであります。みのりっち北竜の経営状況につきましては、7月までの実績であります。売り上げで1,292万3,000円、対前年度8.8%の増となっております。金額で約150万円の売り上げ増となっております。主な増額の要因としては、営業日数や営業時間をふやしたことによるものだと思っております。

ふるさと納税に対するひまわりメロンについてであります。みのりっち北竜に依頼し

て発送をしているところではありますが、本年の発送は、26年に受け付けしたといいますが、寄附金をいただいた部分ではありますが、26年全体でみのりっちのメロンの取り扱い数量が1,879ケースということでありましたので、それらを参考にしてふるさと納税では275のメロンのケースを限度として昨年9月より寄附金の受け付けを行って、12月の早い時点で受け付けを終了させていただいてストップとなっております。そして、そのメロンについては、ことしの7月下旬より発送するということでありましたが、6月に低温がありまして、その影響でメロンの出荷数量が減少したということで大変メロンの確保に苦慮をしたところでありました。しかし、JAと関係機関の特段なるご配慮により、何とかお盆前までには発送全てが終わらせることができたということでもあります。

ひまわりメロンにつきましては、当町の大切な特産品でありますので、引き続きふるさと納税の中でも取り扱いを行っていき、来年度に向けてということで先般北竜メロンの生産組合、JAきたそらちの青果部、北竜支所と協議を行ったところでもあります。8キロの4玉、5玉、6玉でなくて、大きくて秀とといいますか、いいメロンを化粧箱に入れて、クオリティー高くして来年は送ろうということで生産者の合意を得たところでもあります。しかも、発送の時期も7月の中旬から8月までには納税者に対して返礼を終えるということで、生産者部会、JA青果部とは3,000件の限定で協議を終えているところでありまして、9月の10日から新しくカタログにも載せていただいて、再開したところでもあります。また、その協議の中では、来年以降のメロンのシーズンの中で観光センター、そしてみのりっち北竜直売所でメロンが品切れすることがないように、このことについても地元の特産品ということをお願いをし、合意を得ているところでもあります。

もう一つ、生産者のお宅を訪問してはという話ではありますが、これについても店長の雇用期間中ではありますが、毎年5月の初めに店長、そして関係者によりましてみのりっちの直売所のオープンの挨拶も兼ねて各生産者宅に直接赴いて、開店期間中の農産物の出荷についてのお願いと品物の確認ということで行わせていただいております。今後とも出荷いただける生産者との意思の疎通を十分図ってまいりまして、お客様のニーズに対しても的確に対応できるよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 町長のただいま答弁いただきましたが、常日ごろ気になったことを先ほどから羅列でしゃべりましたが、やっぱり振興公社の業務についてもあの事務所で直売所の資料を持ってやれ、これはどう見ても、黒字で裕福な、楽なゆとりのある施設であればいいのですが、町長みずからも知っているとおりに、かなりの補正を組んでございますが、ここら辺で言わんとしていることはわかりますが、もう少し配慮していただきたいなど、こんなことです。

それから、メロンについてもいろいろと関係機関との打ち合わせをしているようです。そこら辺はわかってはいますが、ただひまわりの里で、先ほど町長も言われましたようにひまわりの里でこういうふうな話出ましたが、ひまわりの里へ行っても物がないと、メロ

ンがない。それで、直売所へ来て、ここにもメロンがない。だけれども、余り言うてはあれなので、裏のほうには幾つかのメロンが箱に入っています。それは余り言わぬほうがいいのですが、そんなのも見えていますから、北竜のメロン、そういうふうなことをうたっている以上送る人も、もとは農協の横であそこで選果場の横で農協直接売店を持って販売していた。それももうからないからやめたのか、もうかったからやめたのか、そこら辺わかりませんが、そこ撤退してきて、あと2カ所しかないのです。ですが、直売所といいながらも個人でやっている直売所も北竜町に1件ございます。そこには北竜のメロンも、あるいはよそのメロンもあります。品切れしていることないと思います。それから、他の北竜町以外のスーパー、あるいは大きな食品会社は北竜のメロンが並んでいる。だから、さっき言ったように2カ所のメロンなどの直売所ではないと、これは非常に恥ずかしいというか、気の毒だなというふうに思います。それを含めてもう少し検討していただきたい。それで、私は先ほど言った果樹の青果物の播種はもう1、2月から始まっていますから、5月の勤務はわかりますが、あえて申し上げたところです。

それから、もう一つ追加しておきます。今の期間中に休みをとる。直売所が休みです。これは、町民にはわかっているのですが、他町村からの他の客はわかっていません。よって、11名から成るアルバイトといえますか、職員がいますので、そこら辺の交代で休むなり、配慮をするように指導して、あるいはお話し合いをしていってはいかがなものかと思います。北竜も先ほど言いました個人の直売所でございます。大変景気のいいやり方でないかなというふうに思料されますが、そこら辺見習えとは言いませんが、行政という大きな枠の中でやっている商売といいながら、1年や2年で黒字になるとは思えませんが、そこら辺の配慮をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） メロンについては、生産者が減って、時期的に少なくてということで、または一方では生産部会、JAを通して選果を行って、市場のほうに計画的にロットが要求されてきたから昨年までは厳しい状態だったのだけれども、ここへきてふるさと納税ということで管内にないぐらいの大きな金額、そして件数が寄せられていること、メロンの生産者部会もお米の生産者でもありますので、それらも含めて地元北竜が困っているのだから応援してあげようという、そういう機運になって、メロン部会の役員さん、そして生産者の皆さん集まってふるさと納税の部分用意しよう。そして、みのりっち、観光センターで売るやつも用意しようということで、ここ1、2年品切れで大変苦労したのですけれども、来年以降そういう合意を得たということで、このことについてはご理解をさせていただきたいと思っております。

それと、みのりっちが定休日というのは、今9月から、それと6月の途中、品物が十分でない、品ぞろえがないときに水曜日が定休日とさせていただいて、町内については無線で情報を流しておりますけれども、町外の人は何で休みなのだろうと思っている方もおら

れると思いますけれども、これらについても店長以下十分また品物のことも含めて、売るものも含めて内部で検討を図っていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思いますと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 今町長の答弁もございましたが、それらに努力していることは認めます。ただ、このことについては、委員会なんかでも発表したことがあります、それなりに担当者には聞こえているのではないかと思います。ただ、農協としても経済団体としてはやっぱりどこかの大きな市場とのやりとりもありますから、経済効果を落とすわけにいかないから、それは農民のために農協組織としては一生懸命やっているのだろうと、こういうふうに思います。それを含めながら、先ほど途中に言いましたが、行政の中で理事者の下の各担当課がおりますから、例年にない質問ですが、各担当課で、先ほど上下関係をよろしくというふうな言い方をしましたので、もし何か気づいた点があれば、一般質問で担当課というふうな言い方をした覚えがございませんが、できれば一言聞かせていただいて終わらせたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（佐々木康宏君） 上下関係というのはどういうことですか。

○6番（松永 毅君） 例えば産業課はこういうふうに努力していますというふうな話があるのかなと思って、上下関係というのは組織の中の理事者と各課の話をしただけで、人間の上下関係でないのはご理解願いたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） ふるさと納税受けるほうは企画だし、品物発送するのは産業課ということで、窓口が一本化されていないということも実は生産者の皆さんからも私どもに話ありまして、今は受けるのは企画で受けるけれども、内部の意思疎通、風通しよくしながら、産業課が全て賄うということで今進めております。

産業課長から企画課長、一言ずつ述べれということですからちょっと。

○議長（佐々木康宏君） 自分の考えでなくて、町長の指示に基づいた答弁を願います。  
有馬産業課長。

○産業課長（有馬一志君） 私も生産者と私ども企画も含めてふるさと納税の今後のあり方、そのもののあり方について協議をする場に一緒に参加をさせていただきました。議員おっしゃるとおり、北竜町に来て北竜メロンがないというこれは本当に異常事態で、隣町のスーパーに行ったらあるのに、何で北竜町にないのだというふうに、私もそのように感じておりました。今回のことを反省いたしまして、次年度からは計画的にみのりっちにも卸していただくようなことをお願いをしておりますし、強いて言えば今北竜メロン全町で2万ケース出ております。そのうちの極端に言えば半分は北竜で売らせてくれと、そういうようなお願いもしたところでありまして、何とか品切れのないようにというふうに思っております。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋利昌君） ふるさと納税におきますひまわりメロンにつきましては、先般私と有馬産業課長と一緒に農協のほうに赴きまして、きたそらち農協の役員、または北竜メロンの生産組合の方、または青果部の方と一緒に協議をさせていただいておりますし、また平成28年産のメロンにつきましても既に受け付けを行っているわけですが、その点につきましても受け付け数量については逐次定期的に産業課のほうにも情報を流して、それが農協、生産者のほうにも流れるような形をとっていきたいということも確認しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木康宏君） 6番、松永議員。

○6番（松永 毅君） 異例の質問をしましたが、各担当課長のご理解を得て、俗に言う北竜町一丸となって臨む、町長の指示に従って臨むというふうに受け取りました。大変言いづらいことを言いましたが、こちら辺は配慮しながら、各課の活躍も知らないといひますか、知っていますが、知っていますというか、把握しているつもりしていますが、こちら辺ひとつもう少しより一層の期待をしながら、質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 以上で6番、松永議員の質問を終わります。

次に、4番、佐光議員より健康ポイントカードの導入について通告がございました。

この際、発言を許します。

4番、佐光議員。

○4番（佐光 勉君） 健康ポイントカードの導入について提言いたします。

今まさに医療費は年々増加し、国はもちろん本町においても国保会計は厳しさを増しております。そこで、自分の健康は自分で守るをモットーとして、健康ポイントカードを導入してはどうか提言いたします。例えば健康づくりに関する諸講座等に参加した場合には何ポイント、住民健診等を受けた場合には何十ポイント、あるいは町民スポーツ、各種スポーツ大会、ウォーキング、ラジオ体操等、さらには社会体育の諸行事等に参加したときにも何ポイントという制度をつくりまして、そのポイント数に応じて商品券、温泉券等引きかえすることができることがベターではないかと。それによって自分の健康は自分で守る精神と各種講座等への参加意欲を助長し、健康予防によって医療費の削減はもちろん商工振興、福祉の向上にもつながると思いますが、町長の所見を伺います。

○議長（佐々木康宏君） 佐野町長。

○町長（佐野 豊君） 佐光議員の質問にお答えをさせていただきます。

健康ポイントカードについてということでございます。健康ポイントカードにつきましては、今全国の自治体で導入が進んでおります。北海道内においても健康マイレージ等、名称はちょっと違いますけれども、管内でも栗山町、長沼町を初め数自治体で実施されておるところであります。

北竜町における国保の特定健診受診率は50%を超えて、健康づくりに対する意識は高

いと考えております。現在国保医療係が実施している健康ナビ、保健指導係が実施している各種検診、人間ドッグ、健康相談等を初め、またこの8月より新しく着任していただきました地域おこし協力隊員の山森氏が実施している各種健康教室、これらも含めて健康づくり事業に多くの事業が実施されているところであります。さらなる受診率の向上を図り、町民が安心、安全な生活を送ることができるよう、各種事業を通じてのポイント制度の導入により商品への交換など、これまた町内の商業振興にもつながるものと考えております。一方では、町民の健康増進や福祉の推進、医療費の抑制等、議員が提案しているポイントカードは有効な手段と思われる。今後どのようなポイントカード等の制度がよいのか、先進地の自治体等へ積極的に調査を行いながら、検討させていただきたいと思っております。

○議長（佐々木康宏君） 4番、佐光議員。

○4番（佐光 勉君） この制度につきましては、既に全国、全道の一部の自治体でも導入されているということを伺いましたし、さらに国もそういった導入自治体に補助金を出す支援策も考えられております。ぜひ前向きに取り組まれることを期待し、質問を終わります。

○議長（佐々木康宏君） 以上で4番、佐光議員の質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時37分

再開 午前10時55分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

#### ◎日程第6 承認第4号

○議長（佐々木康宏君） 日程第6、承認第4号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

本件について提案者の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 孝君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

承認第4号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

承認第4号、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについては、原案どおり承認することに決定されました。

◎日程第7 発議第5号

○議長(佐々木康宏君) 日程第7、発議第5号 北竜町議会会議規則の一部改正についてを議題といたします。

本件について、提案者の説明を願います。

3番、小松議会運営委員長。

○3番(小松正美君) 北竜町議会会議規則の一部改正について。

北竜町議会会議規則を地方自治法第112条及び北竜町議会会議規則第13条第1項の規定により、別紙のとおり提出をする。

平成27年9月15日。

4ページをお開きください。北竜町議会会議規則の一部を改正する規則について。

北竜町議会会議規則(昭和62年議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

第2項 議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。

この条文の追加でございます。全国町村議会議長会におきまして、昨今の社会情勢を勘案し、標準町村議会会議規則の改正が行われました。このことに伴いまして、今回北竜町議会会議規則につきましても改正を行うものであります。

ご審議のほどよろしく願いをいたします。

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

発議第5号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

発議第5号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、発議第5号 北竜町議会会議規則の一部を改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第8 選挙第11号

○議長（佐々木康宏君） 日程第8、選挙第11号 選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

選挙に関し、局長より説明をいたします。

山田局長。

○事務局長（山田伸裕君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は指名推選によることに決定いたしました。

指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決定いたしました。

選挙管理委員には、中村尚一君、高橋康詞君、石橋裕司君、渡邊俊成君、以上の方を指名いたします。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました中村尚一君、高橋康詞君、石橋裕司君、渡邊俊成君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員会補充員には次の方を指名いたします。第1順位、寺垣和子さん、第2順位、鵜飼孝志君、第3順位、川上英樹君、第4順位、松田力君、以上の方を指名します。

お諮りいたします。ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名しました第1順位、寺垣和子さん、第2順位、鵜飼孝志君、第3

順位、川上英樹君、第4順位、松田力君、以上の方が順序のとおり選挙管理委員会補充員に当選されました。

◎日程第9 同意第3号

○議長（佐々木康宏君） 日程第9、同意第3号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） この議場に関係する竹林信幸さんがおられますので、退席の対象となります。退席をお願いいたします。

（教育委員長 竹林信幸君 退席）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第3号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

同意第3号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、同意第3号 教育委員会委員の任命については、原案どおり同意することに決定されました。

（教育委員長 竹林信幸君 入場）

◎日程第10 同意第4号

○議長（佐々木康宏君） 日程第10、同意第4号 公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

同意第4号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

同意第4号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、同意第4号 公平委員会委員の選任については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第11 同意第5号

○議長(佐々木康宏君) 日程第11、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長(竹内範行君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

同意第5号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

討論を省略し、採決をいたします。

同意第5号、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、同意第5号 固定資産評価審査委員会委員の選任については、原案どおり同意することに決定されました。

◎日程第12 議案第43号

○議長(佐々木康宏君) 日程第12、議案第43号 北海道市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長(竹内範行君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第43号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第43号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第43号 北海道市町村総合事務組合理約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

◎日程第13 議案第44号

○議長(佐々木康宏君) 日程第13、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長(竹内範行君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第44号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第44号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第44号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合理約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

◎日程第14 議案第45号

○議長(佐々木康宏君) 日程第14、議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長(竹内範行君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第45号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第45号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第45号 北海道市町村職員退職手当組合理約の変更に関する協議については、原案どおり可決されました。

◎日程第15 議案第46号

○議長(佐々木康宏君) 日程第15、議案第46号 北空知学校給食組合の解散についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長(竹内範行君) (説明、記載省略)

○議長(佐々木康宏君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第46号について、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第46号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第46号 北空知学校給食組合の解散については、原案どおり可決されました。

◎日程第16 議案第47号

○議長(佐々木康宏君) 日程第16、議案第47号 北竜町個人情報保護条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長(竹内範行君) (説明、記載省略)

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。  
議案第４７号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。  
採決をいたします。  
議案第４７号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。  
よって、議案第４７号 北竜町個人情報保護条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第１７ 議案第４８号

○議長（佐々木康宏君） 日程第１７、議案第４８号 北竜町手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。  
議案第４８号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。  
採決をいたします。  
議案第４８号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。  
よって、議案第４８号 北竜町手数料条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

◎日程第１８ 議案第４９号

○議長（佐々木康宏君） 日程第１８、議案第４９号 安全で住みよい町づくりに関する

条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第49号について、質疑があれば発言を願います。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第49号、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、議案第49号 安全で住みよい町づくりに関する条例の一部改正については、原案どおり可決されました。

午後1時15分まで休憩をいたします。

休憩 午前11時44分

再開 午後 1時12分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第19 議案第50号ないし日程第23 議案第54号

○議長（佐々木康宏君） 日程についてお諮りいたします。

日程第19、議案第50号から日程第23、議案第54号まで、平成27年度補正予算に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、日程第19、議案第50号 平成27年度北竜町一般会計補正予算（第3号）について、日程第20、議案第51号 平成27年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、日程第21、議案第52号 平成27年度北竜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、日程第22、議案第53号 平成27年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計補正予算（第1号）について、日程第23、議

案第54号 平成27年度北竜町簡易水道事業会計補正予算（第1号）について、以上5件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 孝君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 中村住民課長。

○住民課長（中村道人君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 藤井地域包括支援センター長。

○地域包括支援センター長（藤井政信君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 大矢建設課長。

○建設課長（大矢良幸君） （説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 議案第50号から議案第54号まで、提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

議案第50号について、質疑があれば発言を願います。

3番、小松議員。

○3番（小松正美君） 一般会計補正予算の歳入の8ページ、寄附金、ふるさと応援寄附金が先ほどの町長の行政報告の中でもございました。今年度1億3,500万が見込まれるということでございます。昨年は2,560万ということですから、年々大きな金額になってきております。この寄附金の使途については、寄附者が5つの事業から選べるということになっております。ひまわりの里維持事業、それからサンフラワーパークの維持整備事業、安全でクリーンな農業推進事業、高齢者福祉、子育て支援事業、生涯学習推進事業ということで、どの事業に対して寄附者はその事業推進を期待しておられるのか、その率がわかれば教えていただきたいというのと、さらに指定された使途以外のものにこのお金を振り向けるということは可能なかどうかお聞きいたします。

○議長（佐々木康宏君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋利昌君） 後で資料のほうをお渡ししたいと思いますので、よろしくお願いたします。

○議長（佐々木康宏君） 3番。

○3番（小松正美君） 資料はいただきますけれども、使途について、例えば事業指定されてきますけれども、ほかの事業に対する使途はできるのか、できないのか教えていただきたい。

○議長（佐々木康宏君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋利昌君） 指定されています事業のほかにその他ということで、その他を指定して寄附をいただいている部分がありますので、それについてはそれ以外の部

分で有効に使っていききたいというふうに思っています。

○議長（佐々木康宏君） 高橋課長、後で資料をお願いします。

1番、北島議員。

○1番（北島勝美君） 歳出の8款土木費の4項住宅費で1目と2目にも関係しますけれども、11節、15節の部分で、桜岡の老人の住宅なのですけれども、4月の段階で当初解体する予定だったものを改修で存続するということに決まったわけですけれども、その部分の補正がかかったのかと思いますけれども、これについて結構期間があったということで、その間6月の定例もあったのですけれども、その間も補正が上がらなかったということで、いろんな書類等で苦勞されたのかなとは思いますが、補正がもし決まった場合の今後の改修の予定等、また入居の募集等の内容があればお教えいただきたいと思えます。

○議長（佐々木康宏君） 大矢建設課長。

○建設課長（大矢良幸君） 入居状況につきましては、今現在1名入居しております、今後予定としては3名の方が入居するという予定になっております。

それと、この補正については、軽微な補修をするということで、昨年度解体ということで入居者が出た後修繕等を行っておりませんでしたので、その分の補正を今回修繕料として上げておりますし、あと工事請負費につきましては解体をしないという減の理由でございまして、2目の住宅建設費のこの15節については執行残の処理でございまして。

○議長（佐々木康宏君） 1番。

○1番（北島勝美君） 現在1名入居されていて、これから3名ということで4室全て埋まるという考えでよろしいのですか。

○議長（佐々木康宏君） 大矢建設課長。

○建設課長（大矢良幸君） 予定では入居あと3名ということで申し込みが来ておりますので、全室入居されるという予定でございまして。

○議長（佐々木康宏君） 質疑3回なので、これが最終質疑になります。

1番。

○1番（北島勝美君） 最後ですけれども、今修繕されてということで、軽微な修繕ということで、それは入居されながらも整備をしていくということなのか、それとも整備が終わってから3名が入ってくるということなのか、そこをお聞かせ願いたいのですけれども。

○議長（佐々木康宏君） 大矢建設課長。

○建設課長（大矢良幸君） 入居する前に軽微な補修を行います。

（何事か声あり）

○議長（佐々木康宏君） 大矢建設課長。

○建設課長（大矢良幸君） 修繕につきましては、補正を上げる時期ちょっと遅くなりまして、今回上げさせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） 他の議員、質疑があれば発言願います。

7番、山本議員。

○7番（山本剛嗣君） ひまわり油再生プロジェクト、これに関連してのことでちょっとお伺いします。

町長の行政報告にもございましたが、ひまわり油の大手の方々からのご依頼があって、今後これらの生産についての協力をしていきたいということだというふうに思います。そういった中で、ひまわり、平成15年までですか、農協を中心にしてつくられておりました、その後立ち消えと申しますか、農家の皆さんがつくる方がいなくなったというのが現状かと思えます。今現在は温泉に納めるひまわりスナック、これらについては美葉牛の法人にお願いしておるとい状況下にありまして、今一番何が問題かという収穫作業における機械類が一番問題だと思えます。そういったことで、今現在行っております法人の皆さんも手作業で落とされておるといのが実態かと思えます。この話どこまで進んでいるのかわかりませんが、ぜひ成功すると申しますか、実現させるためには、まず第一に収穫機械が一番のメインかなと思うのです。今それがあればこういったひまわりの作付もそれなりのものが見込めるといのがいたしますけれども、問題はひまわりを収穫する収穫機だといふふうに思います。油を搾る機械については、これは恐らくないということではないと思えますので、あると思えますので、外国ではひまわりの種はどんどん日本に輸出されてきておるといようなことから、外国にはそういった機械もあるのだろうといふ気がいたしますけれども、まだ入り口の段階かと思えますけれども、それらについての今後の見通しと申しますか、現在の進捗状況についてのお話を聞かせてください。

○議長（佐々木康宏君） 高橋企画振興課長。

○企画振興課長（高橋利昌君） このひまわりの油再生事業につきましては、経過的には町長の行政報告のとおりでございまして、北竜町においては耕起から播種、収穫、乾燥、そして原油を絞るための搾油、それを4斗缶に詰めて日清さんのほうに送るといような形になりまして、日清さんのほうで精製をして、色とか香りを除去して、瓶に詰めてラベルを張ってギフト等の中で販売していくといことでございまして。農協との話の中でも、今山本議員がおっしゃいました今現在収穫のためのコンバインもないよと。または乾燥機についても、まだ日清さんのほうでどの程度のものが欲しいといような数量的なものもないわけですが、乾燥機もないよといような状況でございまして、ただ今回10月の14日に事前準備の会議を開かせていただいて、若干話はしておりますけれども、北竜町の今の現状の状況とかを話させていただいて、その中でどのような対応になっていくのかなといことになっていくと思えますけれども、1つは山本議員さんがおっしゃるよようにコンバインの整備を図って、大がかりに作付をしていくとい部分がありますけれども、もう一つは今後の日清さんですから販売に関しては間違いはないと思えますけれども、試作等をしていく中でちょっと先が見えない部分がありますので、当初北竜町が取り組んだ昭和55年の1戸1アールといいますか、それぞれ個人にお願いをして、手刈り、ビニールハウス乾燥等の中で原料を集めていくとい方法も一つあるかなといふふうに今

現在考えております。

○議長（佐々木康宏君） 7番。

○7番（山本剛嗣君） 手探りの段階で前へ進むものでありまして、今ここでどうしなさい、こうしなさいということは言えませんし、またこれからいろんな話が出てきた中で前へ進む話だろうというふうに思っています。北竜町にとっては、これは願ってもない話ですし、何とかして事業化に向けて努力をしていただくというのが一番いい方法だと思いませんけれども、確かに1アール運動で各農家の皆さんにお願いして、ひまわりを手でたたいてとりなさいと。それで失敗したのですから、また今度それをやれといっても、これは果たして長続きするのかなという気がします。そういった意味ではぜひひとつ、日本国内にはそういったひまわりを収穫する機械はないというふうに思いますけれども、諸外国には多分あるのだらうというふうに思いますので、それらをいろいろお聞きをしながら、もし導入できるものであればそういったものを導入して、北竜町のイメージアップのために努力をしていただくようお願い申し上げます。

以上です。答弁は要りません。

（何事か声あり）

○議長（佐々木康宏君） 休憩します。

休憩 午後 2時03分

再開 午後 2時04分

○議長（佐々木康宏君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

他の議員、質疑があれば発言願います。

4番、佐光議員。

○4番（佐光 勉君） 4ページの地方債の件ですが、財政厳しい折ですので、少しでも有利な方法ということでソフトの過疎等が13本計上されておりますけれども、このわずかな金額でも計画を立てたことについては私は評価したいと思っております。しかし、残念ながら13本のうち7本、約53%しかつきませんでした。

そこで、これは第1次査定と言われましたけれども、第2、第3査定があるのかということと、もう一点は北竜町の過疎枠、ソフトは幾ら、ハードは幾らかわかりましたら教えてください。

○議長（佐々木康宏君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 孝君） 過疎債につきましては、現在ハード事業と、それと平成22年から始まりましたソフト事業ということで今2本立てになっております。ハード事業につきましては、市町村への配分枠というのは特に設定はございません。各市町村が策定する過疎地域自立促進市町村計画に登載された事業で適債であると判断された事業から優先的に充当がされるというものでございまして、本町では例年過疎のハード分は1億から2

億の要望でございますけれども、本年は小麦、大豆がありますので、約3億7,000万の要望をしております。それに対して今全額1次で同意がされている状況にあります。

一方、過疎ソフト事業でありますけれども、これについては財政力が弱く、一般財源で自立促進に資する事業が十分できない市町村に配慮して発行が許可される地方債ということでありまして、これは財政の規律維持の観点から市町村ごとに発行限度額が設定をされております。この算定に基づく本町の発行限度額が先ほど申し上げました1次で配分を受けた4,870万円でありまして、さらに財政力指数が0.56以下、本町は0.11でありますので、0.56以下の市町村は限度額を2倍まで引き上げるという特例措置がございます。でありますから、今回1次で受けました4,870万円の2倍に当たる9,740万円までは制度上借り入れは可能となっているものであります。ただ、本年一般会計の本町の起債事業につきましては、現在28の事業で5億4,710万円という数字になっております。近年における本町の起債発行の状況を見ましても、非常に突出した金額になっているわけでございます。過疎事業、過疎ソフトでは17事業で5,670万円要望して4,870万円の充当がなされたところでありまして、さらに2次配分でその部分の充当を受ける可能性というのは残ってはおりますけれども、本年の起債発行額が近年になく多額であるということと、やはり借り入れについては極力抑制すべきという判断から、2次に回ったソフト事業については今回の交付税の決定により財源手当てができたという判断のもと減額をさせていただいたものでございます。

ご承知のとおり、過疎債は元利償還金の70%が交付税で算入をされる非常に有利な起債でありますけれども、しょせんは町の借金でございます。後年度にその負担を先送りさせることなく、それとやっぱり起債残高というのは必要以上に増加させないというのが財政運営の基本として考えておりますので、今回1次配分を超えるソフト事業については一般財源で対応したいということで減額をしておりますので、その辺のところご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木康宏君） 4番。

○4番（佐光 勉君） ソフト枠はまた倍、4,800万円残っているということですね。もしそれがつかなければ100%単独でやる意思があるのかということと、今後段々なるべく借金はしたくないという、その姿勢は十分わかりますけれども、100%単独で経費使うのと起債を借りれば30%で、明らかに借金を恐れずに借りたほうが有利だということは理解できると思うのです。その辺の絡みを十分考慮しながら、財政を取り組んでいただきたいと思っております。

以上。

○議長（佐々木康宏君） 竹内副町長。

○副町長（竹内範行君） 地方債の借り入れ内容については、今総務課長から申し上げたとおりであります。交付税措置があるから、ある分だけ借り入れというのも確かに理由な

のですが、これはあくまで地方債ですから、借り入れ残額としてどんどん積み上がって  
いて、いろいろな係数のところで影響してくる話ですから、どこまで借りるかというの  
は財源がどこまで確保されているかということのまたそれとの兼ね合いもありますので、  
枠があるからそれだけ借り入れるという話にはきっとならないと私たちは思っている  
ので、全体の財政状況を勘案しながら、どれだけ必要か、どこまで借りるのが適  
当なのかという判断をしながら借りていきたいというふうに思っております。

(何事か声あり)

○議長(佐々木康宏君) 先ほどもう質問はいいということで、そういう判断をして  
おります。別の決算委員会ででもお願いします。

他の議員、質疑があれば発言を願います。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第51号について、質疑があれば発言を願います。国民健康保険特別会計です。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第52号について、質疑があれば発言を願います。介護保険特別会計。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第53号について、質疑があれば発言を願います。農業集落排水です。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

議案第54号について、質疑があれば発言を願います。簡易水道事業。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 討論を終わります。

採決をいたします。

議案第50号から議案第54号まで、原案どおり可決することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、議案第50号 平成27年度北竜町一般会計補正予算(第3号)について、原案どおり可決されました。

議案第51号 平成27年度北竜町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第52号 平成27年度北竜町介護保険特別会計補正予算(第2号)については、原案どおり可決されました。

議案第53号 平成27年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

議案第54号 平成27年度北竜町簡易水道事業会計補正予算(第1号)については、原案どおり可決されました。

◎日程第24 認定第1号ないし日程第31 認定第8号

○議長(佐々木康宏君) 日程についてお諮りいたします。

日程第24、認定第1号から日程第31、認定第8号まで、平成26年度各会計歳入歳出決算認定に係る議案でありますので、一括議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、日程第24、認定第1号 平成26年度北竜町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第25、認定第2号 平成26年度北竜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第26、認定第3号 平成26年度北竜町立診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第27、認定第4号 平成26年度北竜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第28、認定第5号 平成26年度北竜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第29、認定第6号 平成26年度北竜町特別養護老人ホーム事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第30、認定第7号 平成26年度北竜町農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第31、認定第8号 平成26年度北竜町簡易水道事業会計決算認定について、以上8件一括議題といたします。

理事者より順次提案理由の説明を願います。

竹内副町長。

○副町長（竹内範行君）（説明、記載省略）

○議長（佐々木康宏君） 提案理由の説明が終わりました。

平成26年度各会計歳入歳出決算認定に際し、監査委員より決算審査報告書が提出されております。この際、代表監査委員から補足説明があれば発言を許します。

長谷川代表監査委員。

○代表監査委員（長谷川秀幸君） ただいまより決算審査、基金運用状況審査、そしてこの際健全化判断比率及び資金不足比率審査も行っておりますので、その結果につきましてそれぞれの意見書に従ってご報告を申し上げます。

まず、既に皆様のお手元に配付されております平成26年度北竜町決算、基金運用状況審査意見書に従いましてご報告を申し上げます。最初に、1ページの審査の概要では、1の審査対象決算は平成26年度北竜町一般会計歳入歳出決算及び6特別会計歳入歳出決算でございます。

2の審査の期間につきましては、8月17日から21日までのうち4日間審査を実施したところであり、3の審査の対象、4の審査の要領はそれぞれ記載のとおりであり、例年同様関係諸帳簿及び証書類の照合、さらには担当課などから資料の提出と説明を求め、審査の適正を期したところでございます。

次に、2ページの審査意見では、一般会計及び6特別会計決算審査の総括意見として、審査に付された7会計とも決算の計数は正確であり、予算に従って適正に執行されていたことを認めたところであります。

なお、今後においても財源の確保と負担の公平性を図る観点から、町税を初めとする各種負担金、使用料等の徴収率の向上や収入未済額の縮減を図るよう、また歳出面では依然として厳しい財政状況が続く中、緊急性、継続性など優先度を十分に考慮し、事業の推進を図るなど健全財政に向けて一層の努力を望むところでございます。また、ひまわりを中心とした観光事業を初め、産業の活性化、高齢化社会における保健福祉の充実等を図りつつ、かつ本町の地域経済の発展に十分な配慮をし、行財政運営が適切に推進されていくことを期待いたすところでございます。

3ページは、各会計の審査概要として7会計の決算総括について記載をしておりますので、後ほどお目通しをいただきたいと思っております。

次に、4ページ、5ページは、一般会計の歳入歳出について記載しておりますが、一般会計の歳出予算に対する執行率は、5ページ、イに記載のとおり、97.27%で、これは翌年度繰越明許費4,166万4,000円が未執行となっていることのものでございます。また、ニで記載のとおり、一般会計における町債の現在高は37億7,599万8,872円で、前年比0.17%の減となっております。

総括では、ロで町税、使用料等の徴収率は高率であり、住宅使用料現年度分の徴収率は

100%となっておりますが、農業分担金の収入未済額は減少しているものの47万5777円が未納となっております、滞納者に対しては引き続き納付計画に基づく納入に最善を期されるよう指導をお願いするところでございます。

なお、歳出全般について経費の節減への努力は認めるが、さらに事務の見直しを行い、経費の合理化を進めるとともに、法改正や制度変更についての最新情報を収集し、依存財源を的確に把握し、その確保に努めるなど、引き続き一層の努力をお願いいたしますところでございます。

6ページの財源の状況は、自主財源と依存財源を対比した表でございます。歳入全体における依存財源の割合が高く、特に地方交付税は50.8%を占めており、歳入総額に占める自主財源の割合は17.5%にとどまっており、今後も自主財源確保のため町税等の徴収に努力され、効率的な財政運営が図られることを望みます。

7ページの支出の状況は、性質別の決算状況となっております、8ページは基金の状況で、年度中の積立金額、取り崩し額、年度末残高となっております。

9ページは、一部事務組合負担金調べで一部事務組合に対する本町の負担金額、構成団体ごとの負担金額を記載しており、7ページから9ページについては後ほどお目通しをいただきたいと思えます。

次に、10ページから15ページは特別会計についての記載であり、10ページの国民健康保険特別会計においては、国民健康保険料の徴収率は現年度分で97.58%、滞納繰り越しで18.95%であり、未納額は857万9,198円で、前年に比較すると75万5,598円増加しております。国民健康保険事業の健全経営のため、また負担の公平性の観点から税と連携を密にするなどして早期接触を図るなど、保険料徴収には最善を期されるよう望みます。

11ページの町立診療所事業特別会計では、診療収入が町立診療所では前年対比166万1,540円減で、町立歯科診療所については前年対比11万1,597円の増となっているところであり、一般会計からの繰入金は1,770万円で、前年対比490万円の減となっております。

12ページの後期高齢者医療特別会計及び13ページの介護保険特別会計については、今後とも保険料徴収には最善の努力を期されるとともに、適切な利用、給付に努めていただくよう一層の努力を望むものでございます。

また、14ページの特別養護老人ホーム事業特別会計についても事業内容の見直しなど、さらなる経営努力により健全な施設運営を期待いたすところでございます。

15ページの農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計においては、使用料徴収の努力は認められるところではありますが、滞納者が固定化傾向にあるなど、次年度以降においても未収金の徴収に最善を期されるよう望むものでございます。また、一般会計からの繰出金を受けておりますが、経営の改善等を検討され、収益の確保と費用の縮減に努めていただきたいところでございます。

次に、基金についてでございます。本町には多くの基金が設けられておりますが、本審査の対象となるのは特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合であって、北竜町土地開発基金と北竜町奨学資金貸付基金の2つの基金がこの対象でございます。1つ目は、16ページの土地開発基金でございますが、17ページの運用調書のとおり計数は正確でございました。

18ページの奨学資金貸付基金においても計数は正確であり、目的に沿って運用されていることを認めたところでございます。貸付運用の計数は、19ページ記載のとおりでございます。

次に、平成26年度北竜町簡易水道事業会計決算審査についてでございますが、お手元に配付されております平成26年度北竜町簡易水道事業決算審査意見書に基づき、その審査内容についてご報告申し上げます。

審査の期日は、平成27年6月25日の1日間であり、審査の要領については地方公営企業法及び関係法令に基づき適正に作成されているか、さらに経営が常に効率的で、かつ経済性を発揮するとともに公共の福祉の増進に努めていたかを重点に、提出された決算報告書及び関係資料について諸帳簿と照合を行い、内容を審査したほか、担当職員から説明を求め、審査を実施したところでございます。予算の執行状況及び決算の状況については、決算書を後ほどお目通しいただきたいと思っております。

審査の結果についてであります。軽易な指摘事項についてはそれぞれ審査の過程において触れておりますので、省略をいたしますが、審査に付された決算諸表は本事業の経営成績及び財政状況は適法にして正しいものと認めたところであり、経営状況についても適正かつ効率的な管理運営がなされていると認めたところでございます。

審査の意見といたしまして、効率的な管理運営のもと資金収支で5,801万1,000円の良資金が生じているが、今後人口の減少、節水意識の高まりなどにより給水量は逡減していくものと思われ、徴収される水道料金も緩やかではあるものの減少傾向が続いていくものと思われ、将来においても脆弱な経営状況を余儀なくされることが懸念されることから、自然災害や施設の老朽化に伴う更新事業に対する自己財源の確保は厳しい状況にあると予測されますが、町民のライフラインとして生活に欠かすことのできない水道水を安定供給するため、将来の投資的経費の必要性を考慮し、早期に中長期的な財政計画を立て、計画的な自己財源の確保を図るよう望みます。今後さらに業務の効率化と経済性、そして経営基盤の強化を推し進め、公営企業本来の目的である公共の福祉を増進されるよう、なお一層の努力を望みます。

続いて、この際地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき審査に付された健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について、お手元に配付されております健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見に基づき、その審査内容について報告申し上げます。

初めに、1ページの1、審査の概要では、1)の審査の対象として平成26年度一般会計、特別会計歳入歳出決算に基づき算定されたそれぞれの比率と算定の基礎となった書類

でございます。

2) の審査の期間は、決算審査と同日の4日間であります。

3) の審査の要領は、記載のとおり、関係書類と照合、また担当課への資料の提出と説明を求め、実施いたしました。

2の審査の結果及び意見の1)の審査結果では、a)の健全化判断比率中、実質赤字比率では一般会計と町立診療所事業特別会計を合わせた決算統計における普通会計の比率で、マイナス2.40%となり、赤字が生じていないため、この場合バーで表示してごさいます。

次の3項目は全会計が対象であり、連結実質赤字比率はマイナス5.87%となり、赤字が生じていないため、先ほどと同様バーで表示してごさいます。次に、実質公債費比率では8.8%となりましたが、早期健全化基準の25%未満でございました。4点目の将来負担比率は8.0%であり、これも早期健全化基準の350%を大きく下回っております。

b)の資金不足比率の対象会計は2会計で、農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計がマイナス0.8%、簡易水道事業会計がマイナス118.6%とどちらも資金不足は生じていない状態のため、バーで表示いたしてごさいます。

2ページの2)、審査意見であります。平成26年度決算に基づき算定された健全化判断比率は早期健全化基準を、また公営企業会計に係る資金不足比率は経営健全化基準をそれぞれ下回りました。特に健全化判断比率中、実質公債費比率、将来負担比率は、近年いずれも減少傾向にあり、努力の成果が見られます。しかしながら、資金不足比率を算出した法非適用企業につきましては、一般会計からの繰り出し基準外繰入金により収支のバランスを保っている状況であり、他の特別会計についても同様の傾向が見られる会計が存在いたします。これらの特別会計につきましては、経営の改善等を検討され、収益の確保や経費の縮減に向けて一層の工夫と努力を要望するものでごさいます。

以上、審査意見書に基づく審査の概要を申し上げ、それぞれの審査報告とさせていただきます。

○議長（佐々木康宏君） ただいま代表監査委員から補足説明がございました。ご苦労さまでした。

お諮りいたします。これより認定第1号から認定第8号までの審査に入りますが、この際質疑及び討論を省略し、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託により審査することにいたします。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（佐々木康宏君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号から認定第8号までの案件については、決算審査特別委員会を設置し、委員会付託により審査することに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の構成についてお諮りをいたします。本特

別委員会は、監査委員を除く全議員で構成いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、本特別委員会は、監査委員を除く全議員で構成することに決定いたしました。

さきに開催された議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われましたので、報告いたします。

委員長に山本剛嗣議員、副委員長に小松正美議員、以上のとおり決定されましたので、よろしく願いいたします。

ただいま決算審査特別委員長に決定されました山本委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

7番、山本決算審査特別委員長。

○7番(山本剛嗣君) 一言ご挨拶申し上げます。

決算審査特別委員会の委員長に指名され、大変光栄に存するとともに、責任の重大さを感じているところであります。皆様のご支援、ご協力をよろしくお願いする次第でございます。

最近では緊縮財政の中での予算が計上されているわけですが、それだけに決算審査には慎重な審査を行い、最少の経費で最大の効果を上げるように予算執行がされたかどうか、また予算執行は適切な時期に住民本位になされたかどうか十分に検討し、今後に生かしていかなければならないと考えております。委員会の審査期間は17日までの3日間と限られた日数の中ではありますが、委員各位のご理解とご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ◎延会の議決

○議長(佐々木康宏君) お諮りいたします。

本日の会議はこれで延会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(佐々木康宏君) 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定いたしました。

#### ◎延会の宣告

○議長(佐々木康宏君) 本日はこれで延会いたします。

なお、再開は9月17日午後4時を予定しておりますので、よろしくお願いをいたします。

本日は大変ご苦労さまでした。

延会 午後 2時46分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員